

助成事業実施規程

公益財団法人つなぐいのち基金

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人つなぐいのち基金（以下「財団」という。）が、定款第4条に関する助成事業について必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この財団は、児童の健全な人間形成に寄与するという目的のため、次の区分により助成を行う。

- (1) 助成金 児童福祉に目的とした事業、活動、プロジェクト等に対する助成金の支給
- (2) 交流助成 児童福祉に関わる法人、団体、施設へのサービスや物品による助成
- (3) その他助成 児童福祉を目的とした事業、活動、プロジェクト等に対するその他の支援による助成

(助成要項の決定)

第3条 助成の対象となる事業、活動、プロジェクト等及び諸条件、対象経費並びに助成額等は、事務局長が別に定め、代表理事が承認したところとする。

2 助成の対象となる期間は、原則として毎年4月1日から翌年2月末日までとする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、別に定める申請書を当財団代表理事に提出しなければならない。

(決定)

第5条 代表理事は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、当財団事務局の調査選考担当チーム（以下「調査選考担当」）による調査および基礎選考を踏まえ、つなぐいのち基金選考委員会（以下「選考委員会」という。）での承認を経た後、助成決定通知書を助成対象者に送付するものとする。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、助成を円滑に且つ効果的に実施するために、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 助成方針及び選考方法等の決定
 - (2) 申請された事業、活動、プロジェクト等の採否に関する承認
 - (3) 決定された事業、活動、プロジェクト等の完了報告と成果の確認
- 2 選考委員は、有識者および学識者により、5名以上10名以内で構成する。
 - 3 選考委員は、代表理事が委嘱する。ただし、財団役職員は3名を超えてこれにあててはならない。
 - 4 選考委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠または増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 6 直接利害関係がある者が対象の場合には、当該事案に関し当該選考委員は審査選考に関与できない。

(選考委員会の運営)

第7条 選考委員会は、代表理事が招集する。

2 委員長及び副委員長を各1名置く。委員長及び副委員長は代表理事が委嘱する。

3 選考委員長は、議長となり議事を整理する。

4 選考副委員長は、選考委員長を補佐し、選考委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定するものとする。

6 選考委員会の議事については、事務局長が議事録を作成し、代表理事に報告する。

7 選考委員会の庶務は、財団の事務局が行う。

(調査選考担当)

第8条 調査選考担当は、助成を円滑に且つ効果的に実施するため、次の各号に掲げる任にあたる。

(1) 申請された事業、活動、プロジェクト等、法人、団体、施設についての調査

(2) 申請された事業、活動、プロジェクト等、法人、団体、施設についての基礎選考

(3) 決定された助成に関する中間及び完了報告の確認

(4) 決定された助成の成果確認

2 調査選考担当は、2名以上5名以内で構成する。

3 調査選考担当は、有識者および運営経験者で構成し、事務局長が組織し、代表理事が委嘱する。

4 調査選考担当の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠または増員により委嘱された調査選考担当の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

6 調査選考担当の調査および基礎選考結果については、報告書を作成し、代表理事に報告する。

7 調査選考担当の調査および基礎選考結果については、事務局長が議長となり議事を整理する。

(計画変更)

第9条 助成対象者は、決定された助成申請書に記載された内容を変更しようとするときは、あらかじめ所定の変更届を代表理事に提出しなければならない。

(助成の中止・辞退)

第10条 助成対象者は、決定された助成の対象となる事業、活動、プロジェクト等を中止しようとするときは、あらかじめ所定の中止届を代表理事に提出しなければならない。

2 助成対象者は、助成を辞退しようとするときは、あらかじめ所定の辞退届を代表理事に提出しなければならない。

3 交流助成においては、サービスや物品の提供者の状況により実施することが困難になり中止を余儀なくされる場合があるため、助成を受けようとする者はあらかじめその旨を了承し、中止となった場合には意義、申し立てをすることはできないこととする。

(中間報告)

第11条 助成対象者は、助成を受けた年度の10月末までに、9月末までの進捗状況について所定の中間報告書を代表理事に提出を求められる場合がある。

(完了報告)

第12条 助成対象者は、原則として助成を受けた年度の2月末までに事業、活動、プロジェクト等を完了し、所定の完了報告書および助成金の使用を証明する領収書等を代表理事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第13条 代表理事は、第10条の規定により事業、活動、プロジェクト等の中止または辞退の届出があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定による助成決定の全部、若しくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 助成対象者が、この規程に違反した場合
- (2) 助成対象者が、決定された事業、活動、プロジェクト等の経費以外の用途に助成金を使用した場合
- (3) 助成対象者が、決定された事業、活動、プロジェクト等に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (4) 決定後に生じた事情により、決定された事業、活動、プロジェクト等の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(助成金の返還)

第14条 代表理事は、前条の規定により、決定を取り消した場合は、期限を定めて、取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。

2 助成対象の事業、活動、プロジェクト等が完了し、助成対象経費の合計額があらかじめ助成した金額を下回ったときも同様とする。

(調査等)

第15条 代表理事は、決定された事業、活動、プロジェクト等の執行の適正を期するために必要と認める場合には、助成対象者に報告を求め、または財団職員に帳簿書類等を調査させ必要な指示をすることができる。

2 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守し、その状況を代表理事に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この助成制度の実施に関し、必要な事項は別に代表理事が定めるところとする。

平成25年12月20日制定